



平成28年熊本地震の被災者の皆さまへ

固定資産税・住民税・国民健康保険税の減免

税務課 ☎(232)4911

平成28年熊本地震の被災者の皆さまに心からお見舞い申し上げます。地震による損害の程度に応じて平成28年度の固定資産税、住民税(町県民税)、国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。

固定資産税の減免

住家・非住家ともに、損害の程度に応じて減免の割合が変わります。

住家の減免

り災証明書で半壊以上と判定された家屋を対象に減免します。一部損壊は対象外です。

非住家(店舗、倉庫など)の減免

固定資産税減免申請書と被害状況が分かる写真を提出してください。それらをもとに損害の程度を判定します。

※写真だけで判定できない場合は現地調査を行います。

償却資産の減免

資産1品ごとの評価額に対する修繕費の割合が2割を超えるものに關して減免します。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。なるか、お問い合わせください。

住民税と

国民健康保険税の減免

損害の程度と前年の合計所得金額に応じて、住民税と国保税を減免します。

住民税の減免対象者

- ・所有または居住する住宅が、り災証明書で半壊以上と判定された人
- ・家財の被害が多額の人
- ・農業を営み、農業収入が大幅な減収となる人 など

国保税の減免対象者

- ・り災証明書で半壊以上と判定された住宅に居住している人
 - ・家財の被害が多額の人
 - ・農業や自営業、不動産収入などがあり、大幅な減収となる人 など
- ※住民税と国保税は減免の基準が異なります。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

納期は8月1日～8月31日 自動車税の納期延長

県では、平成28年熊本地震による被災状況を受け、自動車税の納期を「5月」から「8月」に延長しました。

■対象者 熊本県を主たる定置場とする自動車の所有者

■納期 (変更後) 8月1日～31日

■その他

- ・今年度の納税通知書は8月上旬に発送する予定です。
- ・障がいがある人で、今年度も継続して減免を受けられると思われる人には、「自動車税減免継続通知書」を8月上旬に発送する予定です。

■問い合わせ

県自動車税事務所
☎(368)4300
県北広域本部課税課
☎0968(25)4124



軽自動車税 車検用納税証明書の有効期限延長

熊本地震により、平成28年度の軽自動車税の納期限を5月31日から8月1日にしています。そのため、平成27年度的車検用納税証明書の有効期限も次のとおり延長します。

■平成27年度的車検用納税証明書の有効期限

日時	現在の記載期日	延長後の期日
納税通知書の納税証明書	5月31日	8月1日
□座振替用納税証明書	6月15日	8月16日

※お手持ちの納税証明書はそのまま使えます。別に証明書が必要な人は窓口で車検用納税証明書を発行します。

■問い合わせ

税務課 住民税係 ☎(232)4911